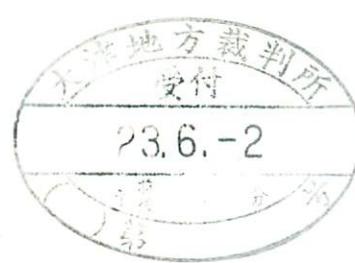


副本



平成22年（行ウ）第11号 公文書部分公開処分取消等請求事件

原告 宮 部 龍 彦

被告 滋 賀 県

被告第3準備書面

平成23年6月2日

被告訴訟代理人

弁護士	吉	田	和	宏
同	山	本	久	子
同	田	口	勝	之
同	中	原	淳	一



被告指定代理人

滋賀県職員	三	輪	真	也
同	西	村		実
同	澤	野	宏	和
同	河	村		努

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

第1 原告第2準備書面に対する認否および被告の反論等

1 原告は、部落差別の実態を否定する独自の立場からの主張を訴訟内外において繰り返しているが、上記書面には特に新たな主張は見当たらず、また、被告の主張は既に述べてきたとおりであるので、原告第2準備書面の内容は概ね否認ないし争う。以下、若干、補足する。

2 上記書面第1の4について

繰り返しになるが、いわゆる部落地名総鑑が、悪質な差別文書とされるのは、同和地区住民等の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他さまざまの差別を招来し助長するものであるからであり（乙7〔総理府総務長官談話〕、乙8〔労働大臣談話〕）、営利目的の有無に関わらない。

3 同第1の7について

原告は、現地の案内板（甲27）を撮影し、これを自らのHP上で公開しているが、案内板は、その場を訪れる訪問者の便宜に供するために掲示されているにすぎないのであって、不特定多数の者に公表することを予定したものではない。原告の行為は、その地域が同和地区であるか否かに関わらず、案内板記載の住民のプライバシーを不当に侵害する悪質な行為である。

4 同第1の12について

具体的な差別行為は、見えにくいところで行なわれることが多く、表に現れるのはごく一部にすぎない。しかも、同和問題に関する差別意識には、地域差があり、たとえば神奈川県でどの程度差別意識が残っておりどのような差別事象があるのか否か等は、被告の知るところではない。

ただ、少なくとも、関西圏においては、未だ根深い差別意識が残っており（乙14ないし乙17）、たとえば、平成19年にも、大阪府において、マンション開発の際にリサーチ会社等が部落差別につながるおそれのある調査・報告（例：「解放会館や墓地などが目立ち、地元では敬遠される地域」等の報告）を行なっているという問題が発覚する等している（乙46〔大阪府HP～「不動産取引における土地調査問題研究会報告書」〕）。

5 同第2について

甲第30号証の1ないし甲第30号証の5は、本件公文書等の記載内容とはまったく異なるものである。

第2 滋賀県情報公開条例第6条1号ただし書アの非該当性についての補足

1 本件非公開部分が同公開条例第6条1項1号ただし書アに該当しないことは被告第1準備書面すでに述べたとおりであり、繰り返しになる点もあるが、念のため以下のとおり補足する。

2 施設名等（類型ウ）

(1) 原告は、市町の設置管理条例の存在をもって、センター名称と位置は公にされていると主張する。

(2)ア しかし、地方自治法第224条の2が、公の施設（普通地方公共団体が設置する施設で、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するためのもの（地方自治法第244条1項））の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない旨規定しているのは、あくまで、公の施設行政の適正・公平な実施を広く住民の法的コントロールの下に置き、公の施設の運用を公正ならしめるためである。

そのため、施設管理条例は、当該施設が、同和対策であったか否かに関わらず、公の施設一般について、上記の趣旨を満たすのに必要とされる範囲で、設置目的、施設名称、位置等について規定するにすぎず、特定地域が同和地区であることを明らかにするものではない。

なお、部落地名総鑑事件が明らかとなったのは、昭和50年であるが、地方自治法は、昭和22年に施行された古い法律であり、制定当時、条例等をもとに同和地区を推測し、就職差別や結婚差別、居住先を判断する際の材料とする等の差別行為に利用するといった悪用がなされることは全く想定されていなかったものと思われる。

イ 他方、本件公文書3（同和対策地域総合センター要覧）は、特別法の期限間近であった平成8年に作成されたものであり、同和問題解決のため各種対策を総合的に推進するための地域の拠点として当時設置されていた同和対策地域総合センターが、同和地区住民の生活安定、教育、啓発等の分野における残された課題の早期解決と地域の将来的展望を見据

えた運営を行なえるよう、日常活動の参考にしてもらう趣旨で、部外秘の文書として作成されたものである。そのため、各センターの利用対象地域名や同和地区名を含む詳細な地区の状況等についても記載されており、一目瞭然で同和地区を特定することができる文書である。

(3)ア また、設置管理条例は、各市町ごとに、当該市町内が設置した施設に限って規定しているにすぎない。

イ これに対し、本件公文書3は、被告県内に同和対策施設として設置されていた全施設について掲載しており、一覧性のある文書である。

しかも、前述のとおり、施設ごとに対象地域名まで記載された文書である。

それゆえ、本件公文書3は、何ら労力を要することなく滋賀県版部落地名総鑑として転用可能な文書である。

(4) 以上のとおりであるので、設置管理条例により明らかとされている情報と本件公文書3記載の情報とは、情報の内容・性質が全く異なるといえ、本件公文書3記載の情報は、同条例により公にされている情報とは別の、新たな個人情報であるといえる。

したがって、本件公文書3記載の施設名等は、法令等の規定により公にされている情報には該当しない。

3 同和地区名（類型ア）

(1) また、原告は、①設置管理条例の中には、同和問題解決等を設置目的として掲げているものがあるので、センターの名称および位置が記載されれば、それにより同和地区が公にされているといえる、②「滋賀の部落」に未解放部落が掲載されていることをもって、同和地区名は公にされているとも主張する。

(2) しかし、繰り返し述べているように、同和対策地域総合センターが同和地区内に設置されているか否かの点について、設置管理条例は、何ら規定し

ていない。

また、前述のとおり、設置管理条例は、各市町ごとに、当該市町内が設置した施設に限って、地方自治法の趣旨をみたすに必要な限度の事項を規定しているにすぎないのである。本件公文書2（滋賀県同和対策信総合推進計画（地区別事業計画）＜改訂計画＞）や本件公文書3（同和対策地域総合センター要覧）は、詳細な情報とともに、被告県内に同和対策施設として設置されていた全施設について掲載した、一覧性のある文書である。

したがって、同和地区名は、設置管理条例によって公にされてはおらず、しかも、設置管理条例が明らかにする情報と本件公文書2および同3記載の情報とは、情報の内容・性質が全く異なるといえ、本件公文書2および同3記載の情報は、設置管理条例により公にされている情報とは別の、新たな個人情報であるといえる。

(3) 次に、「滋賀の部落」に関しては、同書に未解放部落一覧が掲載されていたのは、昭和49年以前のことである。その後の昭和50年11月、部落地名総鑑の存在および同書を用いた就職差別等が行なわれていた事が明らかになり、このことが影響しているか否かは不明であるが、その後に出た復刻版には、一覧の掲載はない。したがって、同書によって現在において同和地区名が公にされているとはいえない。

また、被告第1準備書面第2の5(3)ア(イ)bに既述したとおり、昭和49年以前においても、「滋賀の部落」は、同書のまえがきに著作権者が記載している刊行の趣旨に反して情報を提供しているものではない。

したがって、過去においても、同書の存在をもって、本件公文書2および本件公文書3記載の同和地区名情報が慣行として公にされていたとはいえない。

(4) 以上のとおりであるので、本件公文書2および本件公文書3記載の同和地区名は、法令等の規定により公にされている情報には該当せず、また、

「滋賀の部落」が発刊されているからといって、慣行により公にされている情報にも該当しない。

- 4 以上より、本件非公開部分は、滋賀県公開条例第6条1号ただし書アに該当しない。

第3 滋賀県情報公開条例第6条6号の該当性についての補足

- 1 被告の事務・事業の内容については、被告第2準備書面第3等において述べたとおりである。また、本件非公開情報を公開すれば当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性があることも、被告第1準備書面第2の6において述べたとおりであるが、以下の点につき付言しておく。
2 大阪府は、平成23年3月、今後、前記第1の4記載のような土地調査問題が生じることを防止すべく、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を一部改正し、「土地調査等」を行う者の遵守事項を新たに規定する等した（乙47〔大阪府HP〕）。

他方、原告は、自らのホームページ上で、同条例を「ざる法」と揶揄する一方、「今後、法律上の余計なトラブルを回避するためにも、大阪府内の同和地区の場所を知りたい、という要求が増えることが予想されますので、大阪府の同和地区一覧を掲載します。」等と前置きした上で、同一覧を掲載する等している（乙48〔原告HP〕）。

すなわち、原告は、不特定多数の者が部落差別行為に該当する行為に利用するであろうことを十分認識しつつ、同和地区の一覧をインターネット上で公開しているのであり、まさに、悪質な部落差別の助長行為といえる。

かかる行為からも、本件非公開情報を開示すれば、滋賀県内の同和地区一覧なるものがインターネット上で公開され、被告の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性が極めて高いことは明らかである。

以上のとおりであるので、本件非公開部分は、公開条例第6条第6号に該当する。